

## 第 2 2 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成 2 8 年 6 月 1 7 日（金） 国立印刷局本局特別会議室
委員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委員 栗田 誠（千葉大学大学院専門法務研究科教授） 委員 黒川 行治（慶應義塾大学商学部教授） 委員 望月 純（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 岩橋 史明（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	1 平成 2 7 年度下半期契約の点検 平成 2 7 年度下半期に契約締結した案件のうち、競争性のない随意契約（43件）及び応札者又は応募者が 1 者しかない契約（90件。2 か年度連続して応札者又は応募者が 1 者しかない契約案件 29 件を含む。）の審議（133件）  2 調達等合理化計画 ・平成 2 7 年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の評価に際しての点検 ・平成 2 8 年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の策定に際しての点検

議 事 等	内 容
平成 2 7 年度の契約状況等について	平成 2 7 年度の競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約実績の状況について報告した。
平成 2 7 年度下半期の契約締結状況等について	平成 2 7 年度下半期の対象契約 1 3 3 件（2 か年度連続一者応札・一者応募の契約 2 9 件を含む。）の契約締結状況について報告した。
平成 2 7 年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況及び評価について	平成 2 7 年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況及び評価（案）について報告した。
一般競争入札から随意契約への移行を予定する原材料等について	一般競争入札から随意契約への移行を予定する原材料等について報告した。
平成 2 8 年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の策定について	平成 2 8 年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画（案）について報告した。

議 事 等	内 容	
審議方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年度下半期契約の点検 審議対象契約の件数が多いことから、効率的な審議の実施が必要なため、以下の方法で行うこととした。</li> <li>（1） 審議する個別契約案件を栗田委員長代理が選定する。</li> <li>（2） 選定された個別契約案件を委員会場で審議する。</li> <li>（3） 選定された個別契約案件以外の契約については、監事が個別契約案件の審議内容を踏まえ点検する。</li> <li>（4）（3）の点検結果を持ち回り、各委員が審議し、委員長が決定する。</li> </ul>	
個別契約案件審議	3件	競争性のない随意契約案件から1件、一者応札・一者応募案件から2件が選定され、合計3件について審議を行った。
競争性のない随意契約案件	1件	「高精度貼付装置修繕」
一者応札・一者応募案件	1件	「統合予算・決算書システム用クライアント機器等更新作業」
2か年度連続一者応札・一者応募案件	1件	「生產品等の運送請負作業」
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容等	<p>意見の具申又は勧告はなかった。</p> <p>以下の2件については、原案どおり了承された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の取組状況及び評価（案）</li> <li>・平成28年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画（案）</li> </ul> <p>なお、今回審議された個別案件以外の平成27年度下半期契約については、監事が点検を行い、その点検結果を各委員に持ち回り審議の上、委員会として決定を行うこととされた。</p>	
平成27年度下半期契約の持ち回り審議	審議対象契約の点検・見直し結果等は相当であると認められ、委員長により決定された（平成28年6月28日）。	

意見・質問	回 答
<p>◇個別契約案件審議 1 【競争性のない随意契約案件】 「高精度貼付装置修繕」</p> <p>修繕ではなく、新鋭機を購入することは考えなかったのか。</p> <p>落札率が高くなっているが、理由は何か。</p>	<p>現有貼付機は既に生産中止となっており、同型仕様の装置への更新が不可能であること、また、現在、市場にある高精度貼付装置はオーバースペックであり、今後採用する技術も未定であることから、修繕を行うこととしたものである。</p> <p>相手方の最初の提示額が計画金額を大きく超えていた中で、価格交渉により低減を行ったが、結果として高い落札率となった。</p>
<p>◇個別契約案件審議 2 【一者応札・一者応募案件】 「統合予算・決算書システム用クライアント機器等更新作業」</p> <p>本契約は、メーカーでないと履行困難な内容なのか。</p>	<p>本件については、メーカーでなくても履行は可能である。入札参加予定者が体制確保が困難との理由で入札を辞退し、結果として一者応札となった。</p>
<p>◇個別契約案件審議 3 【2か年度連続一者応札・一者応募案件】 「生製品等の運送請負作業」</p> <p>印刷局指定の仕様に基づいたロールパレットの準備が入札参加の条件となっているが、ロールパレットを印刷局が準備することで、入札参加者を増やせるのではないか。</p>	<p>検討したが、相当数必要であり、購入費用、保管場所の両面から困難である。</p>